

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年6月6日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 香 月 正

平成30年度公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の期間

平成31年2月6日から平成31年4月25日まで

2 監査の対象

団体名	管理施設名	所管課	書類等提出日
公益社団法人千歳市シルバー人材センター	千歳市千歳霊園、千歳市末広第1霊園、千歳市末広第2霊園	市民環境部市民生活課	平成31年2月6日
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	千歳市サーモンパーク	観光スポーツ部観光企画課	平成31年2月6日
セントラルリーシングシステム株式会社	千歳市民文化センター、千歳市民ギャラリー	教育部文化施設課	平成31年2月6日

3 監査の範囲及び方法

平成29年度における公の施設の管理が関係法令の定めるところにより適切に行われているか及び管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、監査対象団体及び所管課から関係書類及び諸帳簿の提示を求め、次の事項を重点として監査を実施した。

- (1) 管理に係る経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (2) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (3) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

4 監査の結果

監査の結果、施設の管理及び管理業務に係る出納その他の事務については、各監査対象団体ともおおむね良好に執行されていると認められた。

なお、軽微なものについては、監査の過程において担当者に対し指導を行ったほか、監査終了後に所管部課長に対し通知しているので本報告では省略するが、今後とも適正な事務処理を行うよう望むものである。